

臨時休業期間延長に係るお願いについて

【件名】(指扇小より) 臨時休業期間延長に係るお願い

【本文】

指扇小学校保護者 様

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に対し、御理解御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、4月28日(火)さいたま市教育委員会より、学校安心メールでの配信がありましたとおり、大変残念ながら5月31日(日)まで臨時休業期間を延長することとなりました。また、延長におけるお子様の学習活動について、教育委員会からのメールに示されていた内容となるため、これに関連した保護者の皆様への対応のお願いについて、下記のとおり御連絡させていただきます。

なお、下記のとおり、5月11日(月)から「さいたま市Web学習コンテンツ『スタディエッセンス』」を活用し、家庭学習に取り組みます。つきましては、各御家庭において家庭学習の取組方法等、お子様や保護者の方々の不安等をできるだけ取り除くことが必要であると考え、学習方法等の詳細を記した「『週間時間割表』(学年だより)」などを御家庭に配布するため、5月8日(金)を初回として週に1度、保護者の方々に御来校いただくことを計画いたしました。御多用中とは存じますが、何卒、御理解、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

御連絡内容について、下記のとおり簡潔にまとめさせていただいたことについて、重ねて御理解をお願いいたします。

記

1 臨時休業中の家庭学習について

(1) 内容

- 5月11日(月)から、「さいたま市Web学習コンテンツ『スタディエッセンス』」を活用し、家庭学習を行う。
- 家庭学習する際は、指扇小学校で作成した「『週間時間割表』(学年だより)」に基づく。
 - ・実際に学習する取組内容について、学年だよりと教育委員会作成「週間時間割表」に違いが生じる場合があるが、学年だよりに合わせて家庭学習を進める。
- 「『週間時間割表』(学年だより)」について
 - ・毎週金曜日(5月8、15、22、29日)に配布
 - ・学校のホームページにも掲載
- 学習内容について
 - ・午前中：3時間
 - ・午後：課題1つ、または2つ

(2) 課題等の引き取りと提出

○方法

- ・原則、保護者が来校する。

- ・お子様との同伴可能
- ・やむを得ない場合、4～6年生については児童のみでの来校も可とする。

○日にち

- ・5月 8日（金）

※初回の課題等の引き取り日となる。

※1年から4年生については、学年だよりの他に植物観察に必要な苗、土、種などがある。

- ・5月15日（金）
- ・5月22日（金）
- ・5月29日（金）

○場所等

- ・児童昇降口、お子さんの下駄箱を活用する。
- ・お子さんの下駄箱の上段にある、翌週の「週間時間割表」（学年だより）等を引き取る。
- ・お子さんの下駄箱の下段に、取り組んだ課題を提出する。

※5月8日（金）に、課題等が入っていた封筒を使用する。

※課題の提出については、原則、学習に取り組んだ週の金曜日に提出とするが、課題が終わっていない場合は、翌週の提出となっても構わない。

○時間

- ・午前8時15分から午後4時45分とする。
- ・時間外の引き取り、提出については、事前に学校に電話にて連絡願います。

○来校手段：原則、徒歩もしくは自転車とする。児童のみは徒歩とする。

（3）インターネットを視聴できない御家庭について

○学校で視聴できるよう、受け入れを行う。

○希望される場合は、前日までに電話で申し込みをする。

○来校については、安全確保のため、保護者の方による送り迎えとする。

○出入り口は中央昇降口とし、受付は午前8時15分とする。

○連絡帳（体温記録表）を記入し、持参の上、入り口にて提示する。

○発熱や風邪様症状により、受け入れできない場合がある。

○3時間目終了後の午前11時30分までとする。

○学年別の教室で一斉に視聴、学習する。

○預かり対応も継続されるため、預かり児童と一緒に「スタディエッセンス」を視聴し、学習する。

○持ち物について（マスク着用）

- ・上履き
- ・外履きを入れる袋
- ・連絡帳（体温記録表）
- ・筆記用具
- ・「スタディエッセンス」に取り組む際に必要な教科書、ワークシート等
- ・自主学習に必要な学習用具
- ・ハンカチ、ティッシュ

2 児童預かりについて

（1）臨時休業の延長に伴い、児童預かりについても継続し、時間、来校方法等に変更はない。

○預かり児童が取り組む内容が「スタディエッセンス」となるため、「スタディエッセンス」に取り組

む際に必要な教科書、ワークシート等を準備し、持参する。

○これまで同様、自主学習に必要な学習用具を準備し、持参する。

○持ち物について

・上記、「1の(3) ○持ち物について」に加えて、弁当・水筒（ペットボトル不可）・歯ブラシ。

(2) 預かり対応の継続を希望する場合は、5月7日（木）以降の預かり初日に、「学校での児童預かり申出書」に必要事項を記入し、再度提出する。

○預かり対応を、新規に希望される場合についても、5月7日（木）以降の預かり初日に、新たに「学校での児童預かり申出書」に必要事項を記入し、提出する。

3 校庭開放について

(1) 臨時休業の延長に伴い、校庭開放も行う。

(2) 「スタディエッセンス」による家庭学習が始まるため、また、預かり児童の活動場所を確保するため、一部時間を変更し、平日は午後1時45分～午後4時00分、土日は午前8時30分～午後4時00分とする。

(3) その他のルールなどについては、これまでと同様。

(4) 長期休業時と同様、水道の飲用は不可のため、必要に応じ、水筒を持参可とする。

4 その他

(1) 体力の保持やストレスの発散のため、外で体を動かすこともあるかと思いますが、できる限りマスクを着用して取り組む等、友だち同士で密集して話をしたり、接触したりすることがないように、お子さんにお声掛け願います。

(2) 自宅でできる運動に取り組む、ジョギング等を行う際は人混みを避けるなど、御家庭でできることを話し合ってください。

指扇小学校校長 青木 貴